

答申第227号（諮問第236号）

「〇〇警察署職員（司法警察員を含む警察官・嘱託職員等）が不祥事（犯罪の握りつぶし、内規違反等の不法行為・職員のいないふり・判例違反等）を命じたり行ったりしてよい・又は命じなければならなかったり行わなくてはならない、という内容」の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成31年3月22日付けで、「〇〇警察署職員（司法警察員を含む警察官・嘱託職員等）が不祥事（犯罪の握りつぶし、内規違反等の不法行為・職員のいないふり・判例違反等）を命じたり行ったりしてよい・又は命じなければならなかったり行わなくてはならない、という内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、平成31年4月1日付けで公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成又は取得していないため

3 審査請求

請求人は、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件処分を不服として平成31年4月16日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和2年1月31日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和2年4月3日、本件審査請求事案（以下「本件事

案」という。)の諮問を行った。

第3 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。条例第14条2のイ違反であり、原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・行政不服審査法違反・警察法違反・憲法違反・判例違反・内規違反を隠蔽するものである。

2 実施機関の主張要旨

- (1) 実施機関では、請求人が「〇〇警察署職員が犯罪の握りつぶし、内規違反等の不法行為や居留守、判例違反等の不祥事（以下「不法行為及び不祥事」という。）を行うことを命令してよい・又は命令しなければならないこと」及び「〇〇警察署の職員が、不法行為及び不祥事を行ってよい・又は行わなくてはならないこと」が記載されている公文書の開示を求めているものと認めた。
- (2) 〇〇警察署職員を含む実施機関の職員にあっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。そのため、実施機関において、他者への命令を含め、職員による法令等に反する不法行為や不適正行為を是認する内容の公文書を作成も取得もしていないことは明白である。
- (3) 条例第14条第2号イの規定は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、非開示情報である個人に関する情報から除外されることが定められているが、請求人の主張は、開示請求に係る公文書が存在することを前提としたものであり、そもそも、実施機関において、同公文書は作成も取得もしておらず、存在しないのであるから、同規定にいう情報に該当するか否かを検討することはできない。

3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨

- (1) 最高裁判例で、人権を抑圧してくる公務員を侮辱・罵倒・非難することは合憲であるとされている。群馬県警の職員は犯罪の握りつぶしをしている。私が何度訴えても取り合わない。私が執行猶予付きの実刑を受けたのも群馬県警の責任である。職員が不法行為をやっているのだから、請求を求めた文書が存在するはずである。
- (2) 私が県警の職員に怪我を負わされたことで、その治療代や慰謝料等で、私は県

に対する債権があることを知っているか。公安委員会からその債権と債務（情報公開の手数料）の相殺に応じるように言われていないか。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

(1) 請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張しており、文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

(2) 地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負わせている。

(3) したがって、地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法その他の法令等を遵守すべき立場にあり、「〇〇警察署職員（司法警察員を含む警察官・嘱託職員等）が不祥事（犯罪の握りつぶし、内規違反等の不法行為・職員のいないふり・判例違反等）を命じたり行ったりしてよい・又は命じなければならなかったり行わなくてはならない」という不法行為や審査請求人のいうところの「不祥事」を是認する内容の文書を作成又は取得することは、地方公務員法その他の法令等の趣旨及び一般社会通念に照らして到底想定し難いことから、係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(4) よって、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は妥当であると認められる。

なお、請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断が妥当である以上、本件請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張に留まるものであり、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年 4月 3日	諮問
令和2年 6月15日 (第77回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和2年 8月26日 (第78回 第二部会)	審議
令和2年11月 4日	答申